

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3243号)

令和7年7月23日

横 情 審 答 申 第 3243 号
令 和 7 年 7 月 23 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する
同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年11月20日環創南公第1718号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求人が提起している、特定公園の指定管理者及びこれを構成する団体
である特定会社のいわゆる「偽装」、「二重請求」疑惑に関連するものです。
これまで本事案について関係する部署が（南部公園緑地事務所とは限らない、
すべての関連部署）調査した結果、あるいはどのような対応をしたかわかる
文書すべて。継続中のものを含む。議事録・メモ等一切合切。なお請求人が
提供している関連文書等は不要。」の保有個人情報不開示決定に対する審査
請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「請求人が提起している、特定公園の指定管理者及びこれを構成する団体である特定会社のいわゆる「偽装」、「二重請求」疑惑に関連するものです。これまで本事案について関係する部署が（南部公園緑地事務所とは限らない、すべての関連部署）調査した結果、あるいはどのような対応をしたかわかる文書すべて。継続中のものを含む。議事録・メモ等一切合切。なお請求人が提供している関連文書等は不要。」の保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年7月25日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第82条第2項に該当するため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

特定公園は、指定管理者制度により指定された指定管理者が管理運営をしている公園であり、指定管理者は維持管理基本水準書に基づき、公園の維持管理を行っている。特定公園の水路敷を含む特定川の維持管理については、維持管理基本水準書内に指定管理者が「水面清掃」及び「水門清掃」を行うことが示されているが、草刈りを行うことについては示されていない。特定川の草刈りについては、管理者である泉土木事務所により行われている。

審査請求人から「偽装」、「二重請求」疑惑等の申出を受けて、環境創造局（現在のみどり環境局）南部公園緑地事務所でも維持管理基本水準書の確認を行ったが、その確認において作成した文書はない。このことから、審査請求の対象文書は作成しておらず、保有していないため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、文書の特定を求める。
- (2) 横浜市という組織のなかでは、たとえ機密の特命を帯びた業務であってもなんらかの記録が確実に残る。

5 審査会の判断

(1) 公園の指定管理者制度について

横浜市では、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者制度を導入している。公園又はその一部の管理に関する業務については、横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第28条の2により、平成16年7月から指定管理者制度を導入している。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、開示請求書や審査請求書等の記載内容から、特定公園の指定管理者に関して、審査請求人が「偽装」、「二重請求」疑惑等と主張している特定公園の水路敷を含む特定川の維持管理について、調査した結果及びどのような対応をしたかわかる議事録・メモ等の文書と解される。

(3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件保有個人情報について作成も取得もしておらず、保有していないと主張しているため、この点について当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 指定管理者は維持管理基本水準書に記載された考え方や管理目標に合わせて管理運営を行う。維持管理基本水準書とは、指定管理者に公園を管理運営させるにあたり横浜市側が要求している維持管理水準を示した文書である。

(イ) 審査請求人からの申出を受け、公園の管理の範囲や草刈りについての記載に關し、維持管理基本水準書を再度確認したところ、特定川の草刈りが指定管理者の業務ではないことが明らかであったため、維持管理基本水準書の確認のほかには調査を行っていない。また、確認作業の際にメールやメモ等の作成はしていない。

イ 当審査会においても、当該維持管理基本水準書を確認したが、このような実施

機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 經 過

年 月 日	審 査 の 經 過
令和 5 年 11 月 20 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 1 月 4 日	・審査請求人から主張書面を受理
令和 6 年 1 月 5 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 7 年 5 月 28 日 (第397回第一部会)	・審議
令和 7 年 6 月 25 日 (第398回第一部会)	・審議